



金 沢 市 公 報

号外第20号の2

令和3年(2021年)10月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
● 告 示		
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部改正について (福祉政策課)	1	○平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の一部改正について (景観政策課)
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	1	● 教育委員会告示
		○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小学校児童通学区域)の一部改正について (教育総務課)
		2

告 示

●金沢市告示第316号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から効力を有するものとします。

令和3年10月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

表金石地区の項中「金石御船町」の次に「、金石上越前町」を加える。

●金沢市告示第317号

平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について)の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から効力を有するものとします。

令和3年10月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

指定区域中「金石海禅寺町」を「金石海禅寺町 金石上越前町」に改める。

●金沢市告示第318号

平成22年告示第121号(金沢市における夜間景観の形成に関する条例の規定に基づく照明環境形成地域の指定及び当該地域ごとの照明環境形成基準並びに夜間景観形成区域の指定及び当該区域ごとの夜間景観形成基準について)の一部を次のように改正し、令和3年11月1日からその効力を有するものとします。

令和3年10月29日

金 沢 市 長 山 野 之 義

第1項の表2の項中「金石下寺町」の次に「、金石西4丁目」を、「金石海禅寺町」の次に「、金石上越前町」を加え、「、金石西4丁目」を削り、同表5の項中「金市町」の次に「、金石相生町」を加え、同表7の項中「金石北1丁目」を「金石上越前町」に改め、「、金石西4丁目」を削る。

第4項の表2の項中「、金石相生町」を削り、「片町2丁目」の次に「、金石相生町」を、「金石御船町」の次に「、金石上越前町」を加える。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第9号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、令和3年11月1日から効力を有するものとします。

令和3年10月29日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

表金石町小学校の項中「金石御船町」の次に「、金石上越前町」を加える。

令和3年(2021年)10月29日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)10月29日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄